

## 平成29年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 平成29年9月22日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第108号 市道路線の認定について  
 議第109号 市道路線の廃止について  
 議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
 議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 議第128号 平成28年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第129号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第130号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第131号 平成28年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（8名）
- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 川村敏晴君 | 2番 | 本間善和君 |
| 3番 | 平山耕君  | 4番 | 本間清人君 |
| 5番 | 姫路敏君  | 6番 | 大滝久志君 |
| 7番 | 小田信人君 | 8番 | 川崎健二君 |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員（10名）
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 小杉武仁君  | 河村幸雄君  | 鈴木好彦君  |
| 稲葉久美子君 | 渡辺昌君   | 鈴木いせ子君 |
| 小杉和也君  | 竹内喜代嗣君 | 木村貞雄君  |
| 小林重平君  |        |        |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者
- |           |              |
|-----------|--------------|
| 副市長       | 忠 聡君         |
| 建設課長      | 中村則彦君        |
| 同課整備室長    | 伊与部善久君（課長補佐） |
| 同課整備室係長   | 小田康隆君        |
| 同課管理室室長   | 五十嵐忠幸君       |
| 同課管理室副参事  | 風間貴志君        |
| 同課日沿道対策室長 | 山田知行君（課長補佐）  |
| 都市計画課長    | 東海林則雄君       |
| 同課都市計画課参事 | 本間孝則君        |
| 同課建築住宅室長  | 志村悟君（課長補佐）   |
| 同課都市政策室長  | 中村宣信君（課長補佐）  |

下水道課長	早川明男君
同課管理業務室係長	齋藤健一君
同課管理業務室係長	渡邊貴志君
水道局長	川村甚一君
同局次長	内山治夫君 (課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
同局管理業務室係長	本間孝幸君
同局工事係副参事	菅原和英君
村上水道事務所長	山田広良君 (課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
同課産業観光室長	小池一栄君
山北支所産業建設課長	加藤泰君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長 (川崎健二君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第7** 議第108号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長 (建設課長 中村則彦君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長

皆様、おはようございます。それでは、議第108号になる。市道路線の認定についてご説明する。このたび村上1カ所、2路線である。今回の市道認定については、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業に伴って、新たに整備する2路線についての市道認定をお願いするものである。別表下の認定路線の幅員延長調書と路線説明図により説明させていただく。初めに、幅員延長調書をごらんいただきたいと思う。緑町松山線については、幅員16メートルから49.3メートル、延長685.3メートルである。緑町大通支線については、幅員12メートルから33.4メートル、延長356.4メートルである。次に、道路の位置する場所であるが、右のページをごらんいただきたいと思う。市道路線認定説明図になる。緑町松山線であるが、村上駅西側であって、左のほう国道345号が走っているが、ここから原信さん、そしてJR方向に向かう既存の道路が市道緑町大通線になるが、こちらの市道の交差点部、黒丸印が起点側である。そして図面下、松山かみの方向に向かって矢印部分の接続する道路が市道松山線になるが、ちょうどやまとのうさんさん前の付近になるが、こちらが終点になる。道路の幅員であるが、全幅で16メートルであって、車道幅員が3メートル、2車線である。自歩道、自転車歩道道路であるけれども、それが3.5メートル、両側設置になる。次に、緑町大通支線であるが、同じように国道345号からJR方向に向かう市道緑町大通線であるが、そちらの終点部、こちらのほうに黒丸印がある。こちら

のほうから、道路については新村上総合病院の建設予定地の外周を回って、矢印の位置の緑町松山線の交差点部、こちらの方を起点としている。道路の幅員であるが12メートルである。車道幅員が3メートル、2車線、そして自歩道の幅員が3.5メートルでこちら片側になる。以上で説明を終わる。ご審議のほどよろしく願います。

(質 疑)

- 本間 清人 おはようございます。松山線の起点から来たところと、大通支線の起点から来たところで松山線にぶつかるよね、左に。この認定には関係ないかもしれないけれども、この中がこうなるところと、この中が村上総合病院建設予定地ということで理解していいわけだね。
- 建設 課長 そのように理解していただいて結構かと思う。
- 本間 清人 それと幅員の件なのだけれども、例えば松山線も大通線も16メートル道路はわかるのだけれども、49.3メートルという幅員に関しては、これはまだそれだけの幅をとらなければいけないというか、例えば松山線のところの出入り口がどうしても工事のための工事路線も関係するのだから、例えば大型の出入り等があるために出入り付近を50メートルとるとか、何かそういった意味合いなのか。
- 建設 課長 幅員については通常の先ほど申し上げたように車道2車線、そして歩道2カ所とったのが16メートルであって、最大については交差点部には大型車が回転できるように隅切りというかアールが入るけれども、そのアールの最大値でとっている。
- 本間 善和 今交差点のやつは私も聞こうと思ったので、わかったからいいのだけれども。松山線の終点、既設の道路にもつながるわけだけれども、私今16メートルの幅員、2車線という格好でいくわけだけれども、この松山線でつながったとき、今後将来2車線でいったやつが松山線にいつて今後どうなるのかという計画はどうなっているのか。
- 建設 課長 そちらのほうはかねてから県のほうに県道としての改良を要望していて、昨年度県のほうは概略設計をしていただいて、既に3カ所の路線ルートについて地元等にも提示いただいたところである。なお、県のほうは引き続き今年度予備設計に着手予定をしているので、今後県のほうは事業化に向けて検討を進めていただけたところである。
- 本間 善和 もしわかるのであれば、口頭でいいけれども、どのぐらいの計画でいるということ、ちょっとお話できるか。
- 都市計画課長 駅周辺の関係で都市計画課のほうで県のほうとお話し合いの中では、今年度予備設計を年度末に発注して、来年度は詳細設計に入りたいというようなことで県のほうから伺っているの、詳細設計が終われば事業進むようお願いしていきたいと考えている。早々に病院の関連としてなるべく早くできるようなことで県にはお願いしているので、なおさらをお願いに参りたいと考えている。
- 本間 善和 課長、あなたのスケジュールはわかるのだけれども、私聞きたかったのは、今3メートル、3メートルの2車線という格好でつくと。県道向こうは例えば3メートルになるのかどうなるのか、2車線になるのかと、そこを聞きたいのだ。差し支えなかったらということで、県の事業なので。
- 都市計画課参事 それでは、私のほうから説明させていただきたいと思う。ただいま県のほうでは起点をJRの踏切側から、そして終点を瀬波トンネルの出口、これにかけて計画をしている。幅員で現在は12メートルを考えているということであるけれども、市

のほうとしては16メートルなので、なお、要望として大きい道路をということを要望しながらつくっていただくというふうに今のところは考えている。以上である。

姫路 敏 今の話なのだけれども、非常に地元の区長には説明しておいて、地元の区長会とか区長に説明しておいて、議会に、それも常任委員会に今の話が説明がない。そうすると、区長会だの行く。そうすると区長会のほうからこここういうふうにするという行政側からの説明あるが、側溝のふたがどうだなのなんていう話来たときに、何だ、えっ、私はこんな話は聞いていないと。ただ、土地買収において松山までの間の市道は今後認定されるだろうしということしか言えないわけ。議会にも説明ない、常任委員会にもこの話が説明ないということで、これは委員長、今後県としての道路が、この松山線から今言ったように、来年度詳細設計に入るなんていうところまで出ているわけだ。その情報をやっぱり常任委員会にきちんと図面持って説明してもらわないと困る。瀬波温泉トンネル先線の道路のことも絡んでくるわけだから。これ資料を持って説明を願いたいのだが、いかがか。委員長、協議会の場でもいいので、きちんと図面を出してこういう予定で進む今予定だと。今後詳細について見ればまだ定かではないので、県と詰めていくと。あつて当たり前ではないの、それ。

都市計画課長 3月に地元説明していて議会には説明していなかったもので、県に法線等そのときに出了た質問等も考慮して進めるということも聞いていたので、確認しながら、皆様のほうに説明、図面説明会に出しているの、公表できると思うので、大変失礼しました。今度そういうふうの説明するように努めるので、よろしく願います。

姫路 敏 この部分は皆さん注目しているところなのだ。当然瀬波に住んでいる人であれば、その部分に住んでいる町内なんていうと瀬波なのだ、はっきり言って、ここは。どうなっていくのだろうと。あわせてもう一つ聞きたいのだけれども、踏切越えてからこの線でいくと車庫の線ある、道路の。その整備を再度お願いしたいなんていうものまで出ているのだが、それというのは将来性含めてどんなか。

建設 課長 機関車車庫裏線、こちらのほうは地区のほうからの要望も出ていて、その回答としては今現道砂利道であるけれども、こちらのほうを今ほど認定お願いしている路線の工事するにあわせて、舗装しようというふうなことで地区のほうに回答している。

姫路 敏 その回答は11月に出ていくのだろう。その前の回答はいつまでもできないんがということでの要望が、また今年度の8月の末に上げているわけ、9月の末に上がっていくと思うのだが。そこでその舗装も同時にお願いしたいということなのだが、これはオーケーであるということだね、方向性的には。

建設 課長 こちらの要望、昨年度もいただいていた、その回答として今ほど申し上げた回答をしているので、今ほどの2路線の事業にあわせて舗装していきたいと考えている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第108号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(委員長、副委員長と交代)

日程第8 議第109号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）

から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
建設 課長

それでは、市道路線の廃止について説明させていただく。村上地区1路線である。この廃止路線については今ほど説明させていただいた場所である。村上総合病院新築周辺道路整備事業に伴い、新たに今2路線が整備されるわけであるが、その路線と重複している1路線について廃止するものである。別記の下の認定路線の幅員延長調書と路線説明図により説明させていただく。路線名については緑町6号線で、地番については記載のとおりである。道路の場所であるが、右のページの市道路線廃止説明図をごらんいただきたいと思うが、黒丸印から矢印までの区間で、延長が125.8メートルある。この区間の現道であるが、今ほど認定で説明させていただいた緑町松山線、こちらの路線と重複するので、市道路線の廃止をお願いするものである。以上で説明を終わる。よろしく願います。

(質疑)  
本間 善和

課長、細かいところで申しわけないのだけれども、起点の番地なのだけれども、これ重複するという格好だよね。重複するわけだから。認定する起点の地番と廃線するところの起点の地番と同じにならないのか。単純な質問で申しわけない。

建設 課長

現在の廃止する路線については、非常に狭い路線であるので、したがって起終点の位置もどの位置の地番をとるかと決まっています、その場所と改良した道路の起点の場所が、今の筆の場所が違うので、違った表示になる。

〔委員外議員〕  
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第109号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(副委員長、委員長と交代)

**日程第9** 議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
下水道課長

改めましておはようございます。それでは、議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について概要をご説明させていただく。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,620万円を追加し、予算の規模を49億3,570万円とした。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明させていただく。最初に、7P、8Pをお開き願う。歳入の第5款1項1目繰越金で、前年度からの繰越金1,820万円を追加させていただいた。次に、第6款4項1目雑入で、説明欄の1、移設補償金については、新潟県が事業を行っている県道坂町停車場金屋線改良工事において、荒川地区大津地内にある用水路を横断している下水道管が支障となるので、その移設に係る平成29年度の事業費分として、新潟県からの補償金800万円を追加させていただくものである。次に、歳出についてご説明させていただく。9、10Pをお開き願う。第1款1項2目の施設管理費であるが、10Pの説明欄で1、公共下水

道事業施設維持管理経費の修繕料670万円については、村上浄化センター汚泥等のシャッターレール修繕工事や、荒川地区のマンホールポンプ引き込み計器板修繕工事などのほか、マンホール周辺の舗装修繕など緊急時の修繕対応のため修繕料を追加させていただくものである。工事請負費の1,150万円については、村上浄化センターの主ポンプ逆支弁取りかえ工事のほか、山北地区の府屋、今川、寒川浄化センターで早急に修繕を行わなければならない次亜塩素酸注入ポンプ取りかえなどの工事費を追加させていただいた。次に、2項1目の下水道建設費で1、公共下水道改築更新経費の800万円については、先ほど歳入でご説明させていただいた県道坂町停車場金屋線の改良工事に伴う下水道管の移設に係る事業費になる。13節委託料の測量設計等委託料については、下水道管移設工事の実施設計業務委託料として300万円を、15節工事請負費については用水路を横断している添架管を撤去しなければならないため、仮返しを行うための仮設管布設工事費として500万円を追加させていただいた。以上で説明を終わらせていただく。よろしくどうぞお願いします。

(質 疑)

姫路 敏

山北地区の下水道のポンプのという話あったけれども、下水道の会計になって、まだ見ると次に農業集落排水事業というのがあるのだけれども、山北のほうも以前はそうだったのだろうけれども、それ今吸収してきているわけだけれども、これというのは集落排水事業から、山北方面のは下水道のほうに入ってきているということで、これどういう違いがあるのか。

下水道課長

今ほどの府屋、今川、寒川については、特定環境保全下水道ということで、一応公共下水道という扱いで整備させていただいている。それでほかのこの地区にもあるような、例えば山辺里地区であったりとか、そういう農業集落地区については農業集落排水事業ということで整備していて、委員のおっしゃられるこの地区に入ってきているというか、一つの公共下水道事業としての事業費で今の特定環境保全というか、それらの下水道もあわせて下水道事業ということで整備させていただいている。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10

議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長

それでは、議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明させていただく。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ700万円を追加し、予算の規模を12億2,500万円とした。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明させていただく。7P、8Pをお開き願う。第5款1項1目の繰越金で、前年度からの繰越金700万円を追加させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開き願う。第1款1項3目農業集

落排水施設管理費であるが、10Pの説明欄で1、農業集落排水事業施設維持管理経費の修繕料600万円については、浄化センターの機器修繕やマンホールポンプの修繕のほか、緊急時対応のための修繕費として追加させていただいたものである。工事請負費の100万円については、朝日地区岩崩ナンバー1マンホールポンプの2号ポンプに動作不良が生じたので、早急に修繕を行う必要があるため、その分解整備に必要な工事費を追加させていただいたものである。以上、よろしく願います。

(質 疑)

本間 善和

課長、修繕費600万円、当然これからの修繕という格好で今説明なのだけれども、当初予算で1,500万円ほどあったと思うのだけれども、どれぐらいの執行率になっているのか。

下水道課長

済みませんでした。全体で現在49.7%になっている。それでちなみに各地区ごとで申し上げますと、村上地区で30.6%、荒川地区で90.7%、朝日地区で48.2%、山北地区で19.6%になっている。

本間 善和

課長、49%、半分ぐらい残っているという格好なのだけれども、今600万円というのはこれから出る見込みは立ったやつで、やっぱり今まで1,500万円の修繕費とっておいたわけだけれども、まだ残として49%なら700万ぐらい残っているわけだ、750万円ぐらい。それでまた同額ぐらいのこと補正したということは、ちょっと細かいかもしれないけれども、これから修繕でこういうのあるのだよというのはいっているの。

下水道課長

今ほどの委員のご質問だが、当初予定していた修繕工事、これ以外のものが緊急で故障等起きて、それでその中で優先度をつけている中ですぐに直さなければならぬもの、そういうものもあった中で今後予定していない不時修繕等も含めて見積もりを行ったところ、600万円ほど不足が見込まれるということをお願いするものである。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第11**

議第128号 平成28年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長

それでは、議第128号 平成28年度村上市下水道事業特別会計の歳入歳出決算について概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の326、327Pをお開き願う。第1款1項1目都市計画下水道負担金についてであるが、1節現年度分の収入済額としては8,010万8,620円、収入未済額としては308万5,320円、収納率としては96%であった。次に、2節滞納繰越分の収入としては673万5,560円、収入未済額は1,353万9,620円、収納率としては31.2%であった。また、経済的理由や本人と連絡がとれない等の事情により129万7,650円を不納欠損処理している。次に、第2款1項1目下水道使用料であるが、総額として

は6億5,281万3,716円の収入となった。内訳としては、1節現年度分で収入済額は6億4,867万4,349円、収入未済額は246万4,629円で、収納率は99.6%であった。2節滞納繰越分については277万2,012円の収入で、収入未済額は241万9,177円、収納率は48.7%となった。また、事業所の倒産や本人が所在不明などの理由により50万9円を不納欠損としている。3節施設使用料については、浄化センターやポンプ場敷地などの土地使用料として136万7,355円の収入となった。第3款1項1目の下水道事業費国庫補助金、1節下水道事業費補助金については、補助事業で現在事業を進めている村上地区の下水道管渠布設工事や瀬波第二中継ポンプ場の再構築工事費などの社会資本整備総合交付金で6億2,370万円の歳入となった。次に、歳出の主なものについてご説明させていただく。330、331Pをお開き願う。第1款1項1目総務管理費から備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、公共下水道事業総務管理経費で13節委託料の出納業務委託料については、水道局へ委託している下水道使用料金の出納業務委託料として1,597万5,722円を支出した。同じく委託料でメーター取替業務等委託料については、計量法により取りかえ時期を迎えた井戸メーターの取替業務委託料として、市内全域466件分として199万2,060円を支出した。15節工事請負費については、市内全域で22件分の井戸メーター新規設置工事費として155万1,887円を支出した。27節公課費の消費税については、平成27年度の間、確定申告分と平成28年度の間申告分を合わせて906万3,300円を支出したものである。2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、継続8件分として162万円の預託を行った。また、同額平成28年度の貸付金収入として収入済みである。3、地方公営企業法適用化事業経費の地方公営企業法適用支援業務委託料2,286万円については、平成32年4月を予定している地方公営企業法適用移行に向け、固定資産の調査、評価業務委託料として支出したものである。次に、第1款1項2目施設管理費であるが、こちらは浄化センターやポンプ場などの下水道施設の維持管理に伴う経費になる。1、公共下水道事業施設維持管理経費の11節需用費関係では、浄化センターで使用する薬品などの消耗品費として2,535万8,558円、浄化センターマンホールポンプの電気料など光熱水費としては9,451万9,279円を、各施設の不時修繕134件分として修繕料2,718万3,894円をそれぞれ支出した。なお、不用額の1,033万9,990円については、大きなものとしては電気料になるが、当初見込額より下回ったことによるものである。12節役務費については、通信運搬費で浄化センターやマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで793万8,584円を支出した。廃棄物処理手数料については、檜原の新ごみ処理場で汚泥を処分するために要した手数料921万3,300円を支出した。次に、13節委託料の施設維持保全業務委託料は、浄化センターポンプ場、マンホールポンプなど各施設の運転管理業務委託料として2億7,633万9,204円を支出した。その次の設備保守点検業務委託料の1,683万720円については、浄化センターの設備保守点検や活性炭交換業務のほか、非常用通報装置の更新、管理業務などの委託料として支出したものである。一番下の汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各浄化センターから排出される汚泥の処分、収集運搬業務の委託料として7,325万2,264円を支出した。1ページめくっていただいて333Pの備考欄をごらん願う。15節工事請負費の7,470万7,920円については、浄化センターやマンホールポンプ、管渠などの維持的な工事費として33件分を支出したものである。次に、第1款2項1目下水道建設費をご説明させていただく。備考欄で1、公共下水道建設経費、13節委託料の測量設計等委託料4,771万8,000円について



は、現在整備を進めている污水管渠の実施設計等の委託料を支出したものである。15節工事請負費の13億5,869万760円については、現在整備を進めている村上地区の管渠整備などの工事請負費を支出したものである。22節補償、補填及び賠償金については、管渠整備工事に伴い移設が必要となったガス、水道管の移設補償金として627万1,000円を支出した。2、公共下水道改築更新経費、13節委託料の測量設計等委託料については、荒川地区の都市計画道路、東大通線に予定している雨水管渠等の実施設計や、村上地区の管渠施設の耐震簡易診断の業務委託料として3,564万円を支出したものである。工事委託料の2,849万円については、日本下水道事業団に委託している瀬波第二中継ポンプ場の電気、機械設備等の再構築工事の委託料として支出したものである。15節工事請負費の4,148万7,120円については、府屋処理区において主要地方道山北関川線の府屋橋に添架している管渠の改築更新工事と、マンホールぶたの取りかえ工事32カ所分の工事費として支出したものである。次に、2款公債費については、元金及び利子で28億2,817万984円の償還を行った。以上で説明を終わらせていただく。どうぞよろしく願います。

## 歳入

(質疑)

姫路 敏

歳入の部分の327Pの使用料及び手数料で、収入未済額が現年度分と前からの滞納の繰り越しと合わせて488万3,806円、そのうち滞納繰越分として241万9,177円ということで50万9円入ってきたと。たしか説明だと企業とかという話ししていたような、もう一回説明してもらえるか、願います。

下水道課長

大変失礼いたしました。私の説明間違っていて、企業ではなくてみんな個人の方である。失礼いたしました。

姫路 敏

わかった。個人では何件分ぐらいか、50万円ということで。

下水道課長

個人で8名の方である。

姫路 敏

88。

下水道課長

いや、8名の方である。

姫路 敏

ということは、収入未済額がまだ残っているけれども、その分についてみても個人の分という考え方でよろしいのか。もう一回言う。241万9,177円の滞納繰越分というのは8名の方ではないのよね。50万9円になった人で、これはもう不納ということではないか。もう取れないということになった人たちの人数が8人ということだよね。まだ収入未済額として残っているのだけれども、これら辺の内訳はどうなのか。

下水道課長

今ほどの未納の方については、件数として536件分となる。それでこの件数については納期が年2回となっているので、1人の方でダブっているという方もいる。それで件数で536件ということになっている。

姫路 敏

大変だろうけれども、取りに伺うの。取りに伺ったりするというのは課の中でチームを組んでいくとか、どういうやり方で取りに伺っているのか。

下水道課長

課全体で、工事係もあるけれども、課全員で一番最初にまず電話でお願いに上がる。それで電話で約束をいただけない方等については、今度担当している管理業務室のほうで2人ずつ職員がそれぞれのお宅をご訪問させていただく・・・大変失礼いたしました。私今ご説明させていただいたのは、勘違いして負担金のほうのご説明をさせていただいたのだが、使用料については水道局のほうに委託しているので、そ

ちらのほうで対応していただいているところである。

姫路 敏 水道局のほうで、この下水道の滞納分の集金等にかかわって、どんな動き方をしているのか、ちょっと聞かせてもらえるか。水道でも一緒になっているのだろうし、いろんな意味で。

水道 局長  
水道局次長 それでは、水道局次長から答弁申し上げる。  
集金の方法であるけれども、各支所で集金を行っているけれども、まず督促状を先に出すわけだけれども、それで納まらなかった人に対しては、催告状を翌月出す。それでその催告状でも納まらなかった場合にはもう一度催告状を出す。それでもなおかつ納まらなかった人に対しては給水停止の予告を出させていただく。これは下水道料金も一緒に徴収しているので、あわせたことで徴収をさせていただくということで、給水停止のご案内を出す。それでもやむを得ず納まらなかった方については、給水停止をさせていただく場合もある。各支所で対応している。

姫路 敏 ということは、ここの収入未済額になっている方々というのは、水とめられているということか、理解して。この額のうちのどのぐらいが水とめているのか。

水道 局長 全件というふうなことではなくて、停止の予告をしてそれでもというふうな方でやむなく停止に至るわけであるが、件数としては水道のほうで28年度、上水道あるいは簡易水道含めた数字になるけれども、給水の停止は177件を執行している。

姫路 敏 その177件の給水の停止をして、それ以後恐らく水がないと生活できないから何らかのアクションを起こして払うなり何なりすると思うのだ、大体生活していれば。その中で復帰してきたというのはどのぐらいあるか。これは後で整理して文書で聞かせてもらえるか。というのは、もう一つそれに兼ねて質問だけれども、給水停止の栓をとめに行ったときに、とめられたら困るから金今払うと言ったときに、だめだめ、だめだめ、とめに来たのだから俺らはと言って、とめたということが何件か私のところに、そんなのあるのという話なのだけれども、そういう場合どうしたらいいのだろう。とめに来た人がいて、とめに行った、そういう経験あると思うのだが、特に朝日のほうでそういう話聞く。

朝日支所産業建設課長 今委員おっしゃられたようなことは、先回もその件については以前もこの委員会で委員のほうから指摘があったので、私職員のほうに確認をしているけれども、仮にとめに行く人が徴収に行って、払うからということでそこで料金をいただいでくる。とめに来たのだから私お金いただかないということはない、何かの勘違いがあるかというか、手違いがあるかと思うが、よろしく願います。

姫路 敏 現金出されたときに回収するというのができないから、振り込むか何かしてくれと、自分関係ないから持ってきてくれと言われたと、こういうことなのだけれども。要するにわからないでもない。作業しに行って、金払うと言われてもその分の徴収、今すぐそこでできない。とめに来たのだと言ってとめていって、それからお金払いに行く、そういうことになっているのだろうけれども。名前もわかるのだけれども、余りこんなところと言うとあれだから。せっぱ詰まって現金で払う人、その場でもし出てきた場合、とにかくもらって、栓とめないで帰ってきてもいいのではないかということを行っているわけ。今後そういうときあったら。

朝日支所産業建設課長 一応職員もそういう対応をしている。とめに行って仮にそこで現金がなくてもいついつ払うからというふうなことのお話をいただければ、その場ではとめないで帰ってくる。それで約束が履行されない場合はとめるということもあるかもしれないけれども、とめに行ったのだから、現金ないから、そういうことでとめると

ということはないので願います。

姫路 敏 ということは、私にうそを言っていたということになる。一応まずそういうような話があったので、その辺は臨機応変に対応してもらいたいというのが、ひとつ生活の水なので願います。

水道 局長 委員おっしゃるとおり、集金に来てくれというご要望もあって、その際にはお伺いをして、それを臨機応変というふうなことであったら、そのように現在も対応をさせていただいているので、またそのように徹底させたいと思う。以上である。

本間 善和 課長、またちょっと引き続きになって申しわけないのだけれども、不納欠損額という金額が出てくるわけだけれども、2つ合わせると170万円ぐらいまでいってしまうわけだ。私は参考資料を見させてもらったのだけれども、不納欠損額の出る条件というのは、法的に何年とか納めなかった場合に何年とかという格好であると思うのだけれども、その辺のところちょっと詳しく、どういう方々が不納で落とされるのだという格好になっているのか、もう一度説明していただきたいと思う。

下水道課長 法的には5年という期間がある。その中で所在不明で連絡がとれない方、それと生活困窮をされていて、要は年金だけとか、それでお支払い能力が経済的に余裕がないということで、その方たちが大半になってきている。それ以外の方については今職員のほうで分納なりしていただくようお願いしているところである。

本間 善和 この5年というのが私聞きたかった、私もちょっと確認したかったところなのだけれども、5年というのあるわけだ、そのうちにまず職員の方が極力納めてもらうのだという格好で努力するわけだ。それで努力の結果というのが平成27年、平成28年の欠損額の差でどのぐらい努力したというのが見えてくると思う。欠損額が減っているか減っていないかという格好で。ちなみに平成28年と平成27年の欠損額の差についてはどんな状況になっているか、あなたの報告書ではわからない。

下水道課長 平成28年度で不納欠損の方が19名の方がいた。平成27年度決算では30名の方、それ以前の平成26年度では45名の方ということで徐々に減ってきている。金額についても、平成27年度では148万7,500円ほど不納欠損させていただいたが、平成28年度では先ほどご説明させていただいた129万7,650円という数字になってきている。

本間 善和 減ったということだよね。それだけ努力したと。できればそういう数字、せっかくのこの資料のところでも税のほうでは出しているのだ、市税のほうでは明確に。報告願いたいと、議会からひとつ思うが、検討してみて。

姫路 敏 今の327Pの1款なのだけれども、負担金のところなのだが、収入未済額というところなのだけれども、例えば今仲間町とかその辺やっている。恐らくその前から新町、杉原のあの辺もだんだんこうなっているのだけれども、20万円、大体基本的に。20万円頂戴よ、下水道の負担金でと言われたときに、げっ、今ない、20万円。悪いけれども、2年ぐらいで払わせてくれないかというのは臨機応変に払わせてくれているよね、払ってもらっているよね、2年間で払いますが、24回で。例えば20万円であれば8,000円ぐらいずつでどうだねといってもらっている。そういう人たちも収入未済額に入ってきているのか。この前税務課に言ったら、今払えないけれども、分割で払うという人はそれは滞納者だという扱いしているのだけれども、やっぱりそういう形か。

下水道課長 受益者負担金の20万円については、5年でお支払いしていただくということになっている。なので年間4万円を5年で20万円お支払いいただくということで願っているところである。その中で年納期が2回あって、9月と3月が納期で2万円ず

つお支払いしていただいているというところである。それで今ほど委員のほうからお話のあった未済のほうなのだけれども、そちらについてはやはり調定を、例えばことし新規の方であれば4万円ということでさせていただいて、それで要は締めまでに、年度末までに入っておなければ未済額というところのほうに記載されるということになる。

姫路 敏 整理すると、例えば20万円で5年で4万円ずつで四五、二十万円ではないか。その人は1年間は4万円払ったと。未済額にはあと16万円はのっていないということ、のっていないのだね、わかった。税務課のほうは今どうなっているかわからないけれども、補助金いただいたり、あるいはいろんなことに申請したときに、全部ちゃんと払っていることということになったときに、税務課のほうでは分割で払うと約束してきちんと払っていても、残っている分が滞納金という扱いになってしまって、その人はその権利を失われてしまう、行政のサービスを受ける権利が。そういうふうに今聞くとなくなっているということなのであればそれでいいのだけれども、分担しても分割しても払おうという意思のある方々というのは大事にしてもらいたいなと。この未済額についてみれば、全てそういう方は入っていないということの考え方でよろしいね。

下水道課長 先ほど委員がおっしゃられたように、今年度は4万円、次年度以降16万円あると。その16万円分については入っていない。今年度4万円のうち、納期までに例えば2万円をお支払いできなかったとなると、その2万円が収入未済額のほうにのってくるという形になる。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 326、327Pだけれども、2款2項1目の下水道手数料、手数料の中の排水設備等指定工事店の登録手数料の内訳、聞かせてもらいたいものだけれども。

下水道課長 この登録手数料については、1件当たり2,000円になる。それで更新の方が144件、新規登録の方6件である。それで30万円ということである。

木村 貞雄 今ほど委員のほうから質疑された収入未済額、負担金の。この中には大口のやつは入っていないのか。

下水道課長 大口というか、やはり1,000平方メートルは20万円なのだが、その中で20万円を超える方もいるけれども、ほとんどが未済の方がやはり先ほどご説明させていただいたように、生活がちょっと経済的にというような方がほとんどである。

歳 出

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

木村 貞雄 332P、333Pの公債費の関係で、下水道の償還残高、幾らになっているか教えて。  
下水道課長 今ほどの残高であるが319億1,644万9,494円となっている。

竹内喜代嗣 331P、地方公営企業法に適用化なるということでの調査委託料が計上されているけれども、この見通しについていつごろ、3年後をめどなんて聞いたことがあったような気もしたのであるが、値上がりするのではないと思って心配なのだけれども、いかがか。

下水道課長 値上がりというのは使用料のことか。  
竹内喜代嗣 そうだ。バランスシートで今度見ていくというふうに普通は考えられるのだけれども、そうすると大幅な値上げというふうなことが考えられるのだが、見通しはいか  
がが。

下水道課長 地方公営企業法の適用については、以前本会議でもご説明させていただいたように、  
総務省からの要請によって平成32年の4月からの適用に向けて今動いているところ  
である。その中で平成31年まで支援業務委託料というものが続くけれども、私ども  
村上市の公営企業化、下水道については一部適用ということで、今会計でやってい  
るものを今度下水道課で行うということである。それで使用料については、やはり  
経営健全化という中で見ていくわけなのだけれども、公営企業になるから使用料が  
上がるという解釈はしていない。今の現状の中でやはり維持管理費とかも経費削減  
に今努めているところであって、その中で6月に議決をいただいた上下水道事業審  
議会の審議員の皆様は今後審議していただいて、そこで料金を決めていただくとい  
うふうに考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号につい  
ては、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君） 暫時休憩を宣する。  
（午前11時12分）

委員長（川崎健二君） 再開を宣する。  
（午前11時25分）

**日程第12** 議第129号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議  
題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第129号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につ  
いて概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させて  
いただく。決算書の341、342Pをお開き願う。第1款1項1目農業集落排水事業分  
担金についてであるが、1節現年度分の収入済額としては73万5,200円、収入未済額  
は10万4,800円、収納率としては87.5%であった。2節滞納繰越分の収入としては  
43万8,500円、収入未済額は36万3,000円、収納率としては52.1%であった。また、  
所在不明のため連絡がとれないなどの理由により4万円を不納欠損としている。次  
に、第2款1項使用料については、農業集落排水と個別浄化槽の施設使用料として  
総額で1億8,034万1,409円の収入となった。内訳としては1目農排施設使用料で、  
1節現年度分で収入済額は1億7,893万1,097円、収入未済額は63万3,868円、収納率  
は99.6%になった。2節滞納繰越分については52万586円の収入で、収入済額は12万  
5,368円、収納率は80.6%であった。3節施設使用料については、浄化センター敷地  
にある電柱などの土地使用料として3万2,584円の収入となった。2目個別浄化槽施  
設使用料については、神林河内集落になるが、現年度分と滞納分を合わせて85万  
7,142円の収入である。次に、第3款1項1目集落排水事業県補助金であるが、こち  
らは山北地区の中浜と越沢の処理場で長寿命化対策を実施するために必要となる機

能診断、それと実施設計の業務委託に係る補助金と、これまでに実施してきた集落排水事業の救済償還に対する県の補助金を合わせて4,258万5,000円の歳入となった。次に、歳出の主なものについてご説明させていただく。345、346 Pをお開き願う。第1款1項1目農業集落排水総務管理費から備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、農業集落排水事業総務管理経費の13節委託料で、水道局へ委託している下水道使用料金の出納業務委託料として456万1,708円を支出した。27節公課費の消費税については、平成27年度の中間確定申告分と平成28年度中間申告分で1,067万500円を支出した。2、集落排水事業排水設備整備資金預託金については、継続3件分で55万3,000円の預託を行った。また、同額平成28年度の貸付金収入として入っている。3、地方公営企業法適用化事業経費については、公共下水道と同様に平成32年4月からの地方公営企業法適用移行に向け、固定資産の評価、調査の業務を委託したので、その委託料として842万円を支出した。次に、1款1項3目農業集落排水施設管理費であるが、こちらは処理場やマンホールポンプなど集落排水施設の維持管理に伴う経費になる。1、農業集落排水事業施設維持管理経費の11節需用費関係では、処理場やマンホールポンプの電気料など光熱水費で4,326万5,938円、各施設の不時修繕114件分として修繕料2,093万1,789円を支出した。なお、不用額の517万9,780円については、大きなものとして電気料になるが、当初見込み額より下回ったことによるものである。12節役務費の通信運搬費は、処理場やマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで343万9,423円を支出した。13節委託料の施設維持保全業務委託料は、処理場、マンホールポンプなどの施設の運転管理委託料として5,724万7,317円を、設備保守点検業務委託料については、各処理場の電気工作物などの保守点検管理のほか、非常通報装置の更新、管理業務委託料として1,309万7,371円を支出した。1 Pめくっていただいて、348 Pの備考欄をごらん願う。課長、主なものだけでいいから。

川崎委員長  
下水道課長

それでは、大きなものだけご説明させていただく。次の348 Pで委託料の汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各処理場から排出される汚泥の処分、収集運搬の委託料として4,289万4,054円。15節の工事請負費については、処理場の維持的な工事7件分として1,507万320円を支出させていただいた。次に、1款2項1目農業集落排水建設費のほうに移らせていただく。1、農業集落排水建設事業経費の工事請負費については、平成27年度で管渠整備を完了した瀬波地区滝の前集落の舗装本復旧工事費として512万5,680円を支出させていただいた。次の2、排水改築更新経費の測量設計等委託料については、処理場の長寿命化対策を実施するため、山北地区の中浜処理場の機能診断と、越沢処理場の実施設計の業務委託費として766万8,000円を支出させていただいたものである。2款公債費については、元金及び利子で8億1,481万7,347円の償還を行った。以上で説明を終わらせていただく。よろしく願います。

歳入  
(質疑)  
なし

[委員外議員]  
なし

## 歳 出

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

**日程第13** 議第130号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第130号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について概要をご説明申し上げます。初めに、352、353 P、こちらをををごらんください。歳入の款別決算額の合計額により説明を申し上げます。予算現額が8億3,830万円に対して調定額が6億7,644万6,994円、収入済額が6億2,876万3,462円、不納欠損額20万7,827円、収入未済額が4,747万5,705円である。不納欠損額については、水道の使用料で対象者が5人、件数は20件である。また、収入未済額は、水道使用料は190万9,705円で、内訳は現年度分、こちらが対象者が73人、209件で82万7,641円、滞納繰越分については対象者が52人、276件で108万2,064円である。また、国庫支出金4,556万6,000円については、南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業にかかわる国庫補助金であって、平成29年度へ繰り越しをした分である。予算現額に対し2億953万6,538円の減となっている。主な要因としては、今ほど申し上げた南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業において一部工事を繰り越したことにより、国庫補助金及び市債が減額となったことによるものである。続いて、354、355 Pこちらをををごらんください。歳出の款別決算額の合計は、予算現額8億3,840万円に対して支出済額6億488万4,490円。翌年度の繰越額が1億6,000万円、不用額7,341万5,510円となった。歳入歳出の差し引き額は2,387万8,972円となっている。不用額については、施設建設費の減が主な要因である。続いて、356、357 Pである。歳入の主なものでは、消火栓の新設、修繕工事負担金で792万4,172円、7件で8基分である。次に、使用料及び手数料は1億8,354万1,298円である。当初予算に比較して451万7,598円の増である。また、水道使用料の収納率は現年度分であるが99.51%である。国庫補助金は先ほど申し上げた補助金、簡易水道の統合事業にかかわる補助金である、3,780万3,000円。一般会計繰入金は1億9,274万3,000円で、簡易水道事業債の元金の償還金あるいは施設維持費、建設改良費、人件費に充当をさせていただいた。また、358、359 Pこちらをををごらんいただきたいが、市債では簡易水道統合事業、建設改良事業に1億8,850万円を借入れをした。次に、360、361 Pこちらをををごらんください。歳出の主なものである。一般管理費では水質検査、メーター検針、検満メーターの交換あるいは水道台帳の作成業務委託及び人件費等で5,435万2,584円。施設の電気料、漏水等の修繕、維持管理の委託等、施設管理費で7,944万6,083円となっている。次に、362、363 P、施設建設費である。主な事業として、建設改良では

送配水管の改良等が4件、ポンプ、メーター等の水道施設の設置あるいは修繕、こちらが7件、消火栓の新設、修繕等で7件を行わせていただいた。また、南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業では、指合の送水ポンプ場、南大平の増圧ポンプ場のそれぞれの築造、配水管の建設改良等を行わせていただいている。また、起債については元金1億7,823万5,465円、利子であるが4,471万6,643円、合わせて2億2,295万2,108円を償還して、平成28年度末の現代高は27億199万2,000円となっている。最後であるが、364P、実質収支に関する調書であるが、歳入総額が6億2,876万3,000円、歳出総額が6億488万4,000円、差し引き額が2,387万9,000円で、繰り越しにより翌年度へ繰り越した財源が繰越明許費で33万4,000円あって、実質収支額は2,354万5,000円となっている。以上、翌年度へ繰り越しをさせていただく。簡単ではあるが、説明は以上である。よろしく願います。

## 歳入

(質疑)

なし

[委員外議員]

なし

## 歳出

(質疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

---

**日程第14** 議第131号 平成28年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

水道局長

それでは、議第131号 平成28年度村上市上水道事業会計決算認定について概要を、これ別冊となっているそちらの決算書によりご説明を申し上げます。それでは、初めに業務の実績についてであるが、飛んで大変申しわけないが、14P以降に水道事業の報告書等がある。これをまとめたものが19Pをごらんいただきたい。決算附属資料である。そちらで説明を申し上げますが、給水人口は4万9,940人で、前年度比488人、1ポイントほど減少した。減少の主な理由については、人口の自然減、これらによるものと考えている。給水戸数については2万702戸、前年度に比べて82戸、ポイントで0.4ふえている。この理由についてはアパート等の増によるものと考えている。それから、給水量、下のほうであるけれども、こちらのほうについては637万4,358立方メートルとなって、対前年度比7万4,119立方メートル、1.1ポイント減少となった。なお、有収率は86.2%で、1.6ポイント改善をしている。続いて、財政状況等に



ついてご説明を申し上げたいと思うが、大変申しわけない、最初の1 P、2 Pにお戻りをいただきたい。決算の1 Pからの決算報告書、こちらについては予算対比上の関係で消費税込みで、あるいは5 Pからの財務諸表等については消費税抜きで金額を表示をさせていただいている。それでは、1、2 P、まずは収益的収入及び支出のうち収入についてである。水道事業収益は、決算額11億4,014万4,105円で、予算額に対して15万7,105円の増である。なお、営業収益のうち給水収益は9億6,962万213円である。主な増減の要因としては、営業収益で水道料金の基本料金の改定、これなどにより給水の収益が増となった。一方、消火栓設置等の受託工事、こちらが減少したことを理由に267万5,891円が減となった。営業外収益で他会計補助金あるいは長期前受け金の戻入、こちらの増等で49万7,567円の増、それから建物損害共済金、これ施設が落雷により受けた共済金であるが、これらで特別利益が233万5,429円の増となったものである。次に、支出についてである。水道事業費用は、決算額10億720万9,624円であって、不用額が4,810万9,376円である。営業費用については、施設設備の運転、維持管理ほか、水道事業の運営経費である。営業外費用については、企業債の償還利息である。特別損失、こちらは過年度の収益の修正損であって、内容は過年度分にかかわる水道料金の還付金である。なお、収益的収支の明細については、先ほど申し上げた資料の23から28 Pにそれぞれ記載している。続いて、3、4 Pをごらんいただきたい。資本的収入及び支出のうち収入について説明を申し上げる。収入総額は、決算額1億8,494万9,000円で、予算額に対し1億1,486万円の減となっている。内訳は、企業債が1億7,380万円、出資金が130万8,000円、工事補償金が984万1,000円である。減となった主な理由は、村上地区の第4次拡張事業の繰り越し、それから下水道事業など他事業との調整等による事業費の減によるものである。次に、支出についてである。支出総額は、決算額7億8,384万4,511円で、内訳は建設改良費が5億1,978万1,698円、企業債の償還金が2億6,406万2,813円である。建設改良の主なものを申すと、改良事業で配水管建設改良で2,125.8メートルを施工した。また、石綿管の改良で528.9メートルをそれぞれ施工している。それから、拡張事業では村上地区第4次拡張事業で、愛宕山に新配水池を築造しているが、そちらに切りかえるために南町ポンプ場を建設をした。また、荒川地区の第3次拡張事業では新配水池の場内整備を行い、これにより配水池に係る工事は全て完了をしている。それから、繰越額2,590万7,040円、不用額は1億8,966万2,929円で、建設改良費が不要となったものである。繰り越した事業であるが、村上地区第4次拡張事業では配水管改良工事1件、下水道事業の補助工事で配水管改良工事1件の計2件である。資本的収支の不足額が5億9,889万5,511円あるが、これらについては欄外に記載のとおりである。当年度分の消費税資本的収支調整額、それから減価償却費などの当年度分の損益勘定の留保資金、それと減債積立金及び建設改良費積立金で補填をさせていただいている。企業債については1億7,380万円を借り入れをした。統合した蒲萄地区簡易水道の分とも継承して、合わせて3億4,755万9,290円となって、2億6,406万2,813円を償還した。それにより平成28年度末現在の残高は56億9,052万8,649円となっている。これも附属資料の22 Pに記載している。なお、主な工事事業については16から18 Pに記載している。続いて、5 Pであるが、損益計算書である。経営状況を明らかにするために当年度に得た全ての収益と費用、これらについてこちらは消費税抜きで記載している。当年度の純利益であるが、こちらが下から4行目になるが、9,594万6,902円となっている。これに前年度の繰越剰余金

が29万4,521円、その他未処分利益の剰余金1億6,437万1,893円、これらを加えた当年度の未処分利益剰余金、こちらが2億6,061万3,316円となった。飛ぶが8Pをもらいたいが、これらの剰余金については記載の剰余金処分案のとおり、減債積立金、こちらの積み立てに3,000万円を、また建設改良積立金の積み立てに6,600万円を、自己資本金への組入れに1億6,437万1,893円、残余の24万1,423円については繰り越すことで、それぞれ処分をしたいと考えている。よろしく願います。最後に、9Pのキャッシュ・フローの計算書であるが、通常業務、建設改良、企業債の借り入れ償還、そちらにおいてそれぞれれの現金の流れについて記載をしているが、期末の現金の残高、これが6億2,510万1,803円となっている。簡単であるが、説明は以上である。よろしく願います。

(質 疑)

- 姫路 敏 老朽化した配水管とか石綿管について随時切りかえてきていると思うけれども、それというのは大体規模にして今後、今全体の面を100とすると、どこら辺まで改善されてやっているか、約でいいけれども。
- 水道 局長 老朽管、いわゆる配水管、送水管、導水管、これらについては耐用年数が40年ということで、老朽管というか経年管ということであるが、毎年毎年ふえていく、直していくというふうなことであるが、現在のところ更新率で申し上げますと、全体の老朽管のうち例えば2%であるとか3%であるとかというふうなことで把握をしているし、石綿管については古いコンクリートの管である。それを改良していくと、大体これは上水、参考までに簡水も含めた数字で申し上げますと、大体10キロほど、台帳上ではあるが、残を残している。
- 姫路 敏 今ポリ管、ポリエチレン管、あれにかかわると柔軟性もあるし、地震のときでも随分耐力があると思うのだけれども、大体それをメインに切りかえていっているということよろしいか。
- 水道 局長 管種、それから口径、その大きさあるいは用途というか口径によるけれども、私どもでは委員今おっしゃったポリエチレン管、これについては150ミリ口径までをポリエチレン管で施工する。それ以降についてはいわゆるダクタイルの鋳鉄管というふうな、鋳物というか、これも耐震性のある管で更新をしていくということである。
- 姫路 敏 いつも大体利益のほうは出てくるとは思うのだけれども、とりあえずこの前、去年ペットボトルの水、よそで詰めてもらっているとか何とか、あれどんなになっているのか。つくっているというか、そういうのちょっと教えていただきたいのだけれども。
- 水道 局長 ボトルウォーターということで500ミリの、水道水をパッキングしたものであるが、この目的が委員おっしゃるところの、これから水道のPRをしていって接続をいっぱいしていただくなり、あるいはおいしい水だということで需要をふやしていく、その目的が1つと、災害備蓄用、これらで1万本を作成をして、昨年試行で1万本のうち備蓄用を5,000本、そのほかの5,000本をPR用等で配付している。
- 姫路 敏 そのペットボトルに入った水というのは村上市に買い上げていただいているのか。水道局というのは企業会計しているのだから、そういったものを水道局がやる。災害用として村上市が利用するということになれば、村上市から買い上げていただいているという感覚でいいのか、どうなっているのか、その辺。
- 水道 局長 説明が足らず大変申しわけなかったが、例えば避難所などに備蓄をしている飲料水

については、市長部局で市側で防災担当で備蓄はあるが、私ども緊急の断水であるとかあるいは災害のときでも個別に配れるようなことで、迅速性、そういったようなところも考えて整備したものであって、私ども事業用で使っているの、したがって買い上げていただいているということではない。

姫路 敏 今後その様子も見ながら、ペットボトルでの水ということで販売も視野に入れてやられると、その販売益によって水道料金、村上市民に向けての、収益上がってくれば少し下げるといことも視野に入ってくるので、販売ができるかどうかかわからないけれども、その辺今後の形の中でどんなふうに捉えているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

水道 局長 ちょうどこれを製造して、そのことについて去年のたしかこの時期の市議会の全員協議会の会議の中で報告申し上げたと記憶しているけれども、そちらでも議員の方からその事業化あるいは販売に向けて研究をあるいはまた別な水源を使ったりというふうなことでご意見をいただいて、その旨売り方であるとか事業化できるかどうかも含めて、ほかの事業体であるとかあるいは民間の事業体であるとか、そういったところとも今意見のやりとりをしたりしながら研究をしている。まだ結論には至っていない。

姫路 敏 上水道で蛇口からひねって出る水というのは、はっきり言ってそのままペットボトルに入れて販売しようと思えばそれができるのかかわからないけれども、きれいな飲まれる水だから、そういった形の中で販売できて、そしてうまく、例えば荒川の水、三面川とか、そういう名前をつけて村上の特徴のあるものをつけて、それで販売できれば、その利益があれば村上市は上水道は住んでいる人は皆そういう販売で物すごい安いよと、安いことは今でも安いのだけれども、そういったぐあいに結びつけていってもらいたいなと努力してもらいたいと思うが、副市長いかがか。

副 市 長 貴重な提案だと思う。ただ、事業とするにはそれなりの売り上げをやっぱりある程度見込まないといけないというようなことで、今検討しているということであるので、そのスピードを上げて検討していきたいというふうに思う。

本間 清人 ことし3月の年度末に当たって、債権の不納欠損のため貸倒引当金94万9,374円というふうに取り崩したとなっていると思うのだけれども、貸し倒れになる、結局債権取れなくて、支払い不能に当然なるわけだ。これ何年になると不納欠損になるのか。

水道 局長 詳細について管理業務室長から答弁申し上げる。

水道局次長 水道の時効については2年となっているけれども、税金と違って時効が来れば自動的に債権が消えるというものではない。相手方から援用がなければ債権が消えないということであるけれども、水道のほうでは5年をもって、税金等とあわせて5年で一応支払いがない場合には取り立て不能ということであれば、そこで落とすという形をとっている。

本間 清人 そうすると、2年で一応時効は迎えるということは、例えば税金の場合、村上市では督促出すと督促状とかで延滞金ついたり、100円の督促状の、つくよね。例えば水道の場合は2年間の時効の間、恐らく100円か何かつくのか俺よくわからないけれども、督促状を出したりするときにつくではないか。それが今度2年たって5年間は取れる権利があるとか何か、その間そこもずっと延滞金みたいなもの、それにずっと加算されていくのか。

水道局次長 水道料金については合併前まで一部督促料金を取っていたところはあるけれども、合併後については条例で督促料金は取っていない。それから延滞金も徴収していな

い。

本間 清人 そうすると、今出ている94万9,374円というのはいわゆる5年前の金額で、5年前に欠損額になったのが、今回5年たったので・・・違うね、貸し倒れだから、平成28年度の納められなかった分をどこかから貸し倒れというか納めなければいけない部分が納まっていないので、それを引き当てているという解釈なのか、平成28年度分、全体の。

水道局次長 今回の94万9,000円については、平成23年度以前のものである。平成23年度が一番多くて81万4,733円であるけれども、主なものは会社の破産、倒産によるものである。

本間 清人 会社の倒産で、時効が2年だけれども、結局5年間何も支払われなくて、一応5年きて区切りが立ったので、その分を補填してもう取れないから埋めたということでもいいわけだね。その今ほとんどが会社で倒産したので、なかなか取れない。それはそうなのだろうけれども、そのほかの部分、個人の部分はどのぐらいあるのか。

水道局次長 個人の分については35万4,971円であって、全体の37%であるが、これについては連絡がつかない方とか亡くなった方である。

姫路 敏 水道の場合、水道をつなげるよと、取引してくださいと、はいよと言ってやるではないか。それは個人は個人でいいのだろうけれども、企業なんかの場合は今後保証人とならなければいかぬか。こんなものばかり続いているのであれば、保証人あって、初めて水道をつなげることできるよと。ただし、あなたが倒産したり、逃げたりしたら保証人さん、ご苦労さんだけれども、払ってもらえよと。例えば民間ならそこまでは、恐らく。余りそんなのばかり続くなんていうことはないと思うけれども、本当にここ大丈夫なのかということに対してはどうなのか、そんな考え方というのは、それは余りにもきついことなのか。奨学金制度のときは保証人つけるよね、お金貸すときには。貸すときは奨学金制度なんかつけているわけだ、同じ市内に住んでいる人に。そこまでのことをしなければならぬほどそうなるのか、ちょっとわからないけれども、どんなものか、考え方としては。

水道局次長 水道料金については、給水停止という措置があるので、基本的には最大にたまって3カ月、4カ月というのが一般的な考え方であるので、高額になる恐れが比較的少ないということで、そういった制度はないものというふうに考えている。

本間 清人 今姫路委員言われたので、保証人なんかつけられると俺みたいなのは困る。例えば私もちょっと例えば不渡りなんか食らって債権者会議に出て優先順位は絶対に税金なのだ。だから、例えば水道料金、公共事業のやつが会社倒産しても債権者会議、破産宣告なんかした場合に裁判所から分配するよと、大体下手すれば1%、高くても1割。そうすると、例えば100万円の貸し倒れがあったら、そこからでも10万円でも取れば違うのだろうという部分があるが、そういう法的手段はもう一切とらなくて、例えば会社の倒産によって電気、水道、ガス、いろんなものがあると思うのだが、水道だけではなくて、固定資産税もそうだろうし、法人税もそうだろうし、でも法人税や多分固定資産は恐らく債権者会議で自動的にもうそこが一番なのだ。だから、その部分の水道やライフラインに関しては全くそういう措置はしないで、もうただずっとこうやって泣き寝入りになっていくしかないのか。

水道局次長 水道料金については、民間債権と同等の債権であるので、税金とは違ってやはりおっしゃるとおり優先度が低い。破産してもほとんどいただけないというのが現実である。

〔委員外議員〕

- 鈴木 好彦 水道局、市内にかなりの設備を有していると思うが、その設備のほとんどというのは人の見えないところにあるものと思うが、集落の中にあるものの中にはあるかと思う。私知る限りでは一つ認知しているのだけれども。その外観が非常に黒カビが生えたりというような状況になっていて、集落内でも見ばえが悪い。あるいは水道というきれいさを確保しなければいけない施設なのに、外観がよろしくないという状況があるが、こういうものに対する手当てというのは水道局はやられているのか。
- 水道 局長 大変貴重なご意見ありがとうございます。できる限り、例えば配水池であるとかそういうところ、夏になると草だらけになるとかあるし、それからやっぱり汚れてきたりする。そういうところは全てというわけにはなかなかいかないが、優先順位を決めてそれで清掃したり整備をしたりしているわけであるけれども、おっしゃるとおり景観、美観、その上でも大切なことであるので、また再度よく確認をして施工させていただきたいと思う。
- 木村 貞雄 資本的支出の関係で不用額が1億8,966万2,929円、これは先ほどの話あったように移設の関係で、石綿管とかその関係で使わなくてもいいというようなことなのだろうと思うのだけれども、その辺についてお伺いしたいと思う。
- 水道 局長 資本収支のうちで不用額となった1億8,900万何がし、こちらのほうの不用となった理由というふうなお尋ねであるが、これについては先ほど説明の中でちょっと足らなかったかもしれないけれども、総額を予定していて公共下水道事業のほうで布設をしていく、それにあわせて私どもも配水管の移設であるとか、そういうところが必要となるというふうな見込みでいたところ、必要がなかったり、そういうようなところでいわゆる施工が不要となったということに伴って残った額である。主なところはそうである。
- 木村 貞雄 もう一つ、決算書の22ページにあるのだけれども、企業債のことでお伺いするけれども、平成28年度の借入額が3億4,000万何がし、償還額が2億6,400万何がしあるのだけれども、それだけ借入額に対して償還が減っているのだけれども、約8,000万円ぐらい。一番最後の37Pに残高が55億9,000万何がしと書いてあるのだけれども、これからの流れとしてある程度の工事は進んでいるのだけれども、どんなものなのか。
- 水道 局長 上水道事業については、建設改良等の主な財源が先ほど説明申し上げた剰余金等のほかに、大部分が企業債に依存していて、委員おっしゃるとおりである。今後は公共下水道の事業も整備がだんだん、だんだん完了していく。それに伴って私どもの工事も終息していく。あるいは拡張事業、荒川地区の浄水場などは今後3年間ぐらいで完了していく、あるいは村上もそうであるが、当面これから10年間ぐらいの投資あるいは財政の計画を見ていくと、ピークとなるのがやはり平成30年以降、それから新たな起債が減少していきながら償還をしていくということで、それからは企業債については残高を減少させていく、そのような考えでいる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。  
（午後0時15分）